

火災予防条例の規定に基づき点検及び整備に必要な知識及び技能を
有する者の指定

平成 15 年 11 月 25 日

消 防 局 告 示 第 1 号

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和 51 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 17 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 11 条第 1 項第 9 号及び第 18 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指定する。

(1) 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

(7) 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

(4) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボイラー技士免許、1 級ボイラー技士免許、2 級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条及び第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

イ 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

(7) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(4) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者

(2) 条例第 11 号第 1 項第 9 号（条例第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、

第 13 条第 2 項及び第 4 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項並びに第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

ウ 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第 12 条第 2 項及び第 3 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）

エ 社団法人日本蓄電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第 13 条第 2 項及び第 4 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）

オ 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第 14 条第 2 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）

(3) 条例第 18 条第 1 項第 13 号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格証の交付を受けた者

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（旧告示の廃止）

2 火を使用する設備の管理に係る必要な知識及び技能を有する者の指定についての告示（平成 4 年鳥取県西部広域行政管理組合消防本部告示第 1 号）は廃止する。